

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第13回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年10月27日（火） 14:00～14:46

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

東海 幹夫

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

福岡 徹（電気通信事業部長）、山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）、淵江
淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企
画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1） 諮問事項

- ① 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3014号】
- ② 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3015号】

（2） 報告事項

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成20年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が実施する債権保全措置の検証結果について

開 会

○根岸部会長　それでは、時間もまいりましたので、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日出席予定の委員の皆様は、委員6名、臨時委員2名で、8名中6名ということで、長田委員がもうすぐいらっしゃるということでございます。定足数を、いずれにいたしましても満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日の議題は、諮問事項2件と報告事項2件です。

まず初めに、諮問事項より審議したいと思います。

○根岸部会長　諮問第3014号、電気通信事業法施行規則等の一部改正についてということで、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料13-1に基づきましてご説明をさせていただきます。2ページ、本件省令改正の概要資料についてごらんいただけますでしょうか。

まず、本件の省令改正の背景についてでございます。今年10月16日に情報通信審議会におきまして、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールのあり方について、審議会答申をいただいたところでございます。この審議会答申におきまして、FTTHサービス、DSLサービス及び固定ネットワークインフラの利活用等の固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備について、所要の措置を講じることが適当とされたところでございます。本件は、この審議会答申を踏まえ、関係省令等の改正を行うものでございます。

具体的には、まず、FTTHサービスの屋内配線の扱いに関する接続ルール上の整理。また、ドライカップのサブアンバンドルについて。波長分割多重装置、いわゆるWDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドルについて。さらに、中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査の扱いに関する接続ルール上の整理について。これらに関して、関係省令等の改正を行うものでございます。

3ページ、ごらんいただけますでしょうか。本件省令改正の概要についてでございます。まず、FTTHサービスの屋内配線の扱いに関する接続ルール上の整理についてで

ございます。審議会答申におきまして、「NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当」とされたことを踏まえ、当該屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の指定対象に追加するものでございます。

具体的には、指定告示を改正いたしまして、戸建て向け屋内配線を一種指定設備の対象として追加するとともに、これまで屋内配線の利用条件は、接続を円滑に行うために必要な事項と整理されてきたところでございますが、今回、戸建て向け屋内配線を一種指定設備と整理することを踏まえまして、施行規則を改正し、接続を円滑に行うために必要な事項に係る屋内配線の規定は、戸建て向け屋内配線以外のマンション向け屋内配線が対象であることを明確化するものでございます。

次に、ドライカップのサブアンバンドル、いわゆるFTTRサービス向けのアンバンドルについてでございます。審議会答申におきまして、「FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当」とされたことを踏まえ、接続料規則を改正いたしまして、FTTRに係る機能をアンバンドルするとともに、施行規則を改正いたしまして、NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所、いわゆる標準的接続箇所として、き線点近傍の電柱等の箇所を追加するものでございます。

次に4ページ、ごらんいただけますでしょうか。WDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドルについてでございます。審議会答申におきまして、「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当」とされたことを踏まえ、接続料規則を改正し、当該空き波長をアンバンドルするものでございます。

最後に、中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査の扱いに関する接続ルール上の整理についてでございます。審議会答申におきまして、「現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当」とされたことを踏まえ、接続約款の記載を担保するため、施行規則を改正いたしまして、光信号用の中継系伝送路設備に係る異経路構成の確認調査について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項として追加するものでございます。

これらの省令改正の施行期日は公布の日とさせていただきたいと考えているところがございます。

なお、今回、諮問対象外の事項ではございますが、あわせて、審議会答申におきまして、WDM装置の設置区間か否かの情報は、「可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当」とされたことを踏まえ、情報開示告示を改正いたしまして、当該情報を伝送路設備の敷設状況等と同様に、情報開示の対象に追加するものでございます。

以上、改正の概要でございますが、なお、本件は当部会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項が含まれており、また、これらは密接不可分であることから、報道発表及び意見招請については、一体として総務省が実施させていただければと思っているところでございます。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。はい、お願いします。

○東海臨時委員　　おそらく蛇足になるかと思っておりますけど、冒頭に書かれておりましたし、また、今事務局からご説明ございましたように、このもとになるものの答申というのは、情報通信審議会の電気通信事業政策部会におきまして、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についてという答申を、先般、いたしましたものでございますが、これは実は、大きく分けると4本の柱立てになっておりまして、1つは移動体の問題、これはかなり大きな問題でございました。それから、2番目がこの固定系の問題でございました。それから3番目は、たしか通信プラットフォームに関するもの、これは両方に関係するわけです。それから4番目が、今後のいろいろな動向、特にFMC等の問題との関係といったような4本の柱の中で議論をさせていただいたものを、先般、答申をしたということでございまして、そのうちの一部ではありながら、実は、これは、そのときの委員会の委員からも意見が出ましたけれども、また、関係者からの意見招請の中でもいろいろとご意見出てまいりましたけれども、現在の周り、環境を見ますと、移動体だけで議論をしたり、あるいは固定系だけで議論をしたりといったようなことで済まない、大変大きな変化が起こりつつあるということでもありますから、全体をしっかりと見きわめて議論を進めていくことが肝要であるというようなご意見が出たような記憶をしております。したがって、この問題、今さっさとご説明いただいて、

一見しますと、非常に小さな問題のように見えますけれど、実は全体像はもう少し大きな視点で議論をしたもののうちの一部という意味でございます。

また、そのときにもご意見が出ましたけれども、現在の環境変化、大変大きな問題をこれから議論していかなきゃならないということで、行政におかれては、答申に対してはしっかりと迅速に対応していただきたいということで、まさに迅速に、きょう、その一部が出てきたということでございます。と同時に、答申全体では3年経過後にもう一度見直そうというようなことを一番終わりに結んでいるのですけれども、3年というのは、実は短いようで、環境変化をよく見てみますと、それでいいのかという面もありまして、そういう意味では、最後につけ加えたところは、3年たたなくても、もし、それなりの対応をしなければならぬことについては、これまたこれも迅速に対応いただきたいということを、あえてご注文をつけたというところでございます。

まさに蛇足でございましたけれども、ご参考までに。

○根岸部会長　ありがとうございます。今、東海委員のほうからお話ございましたように、10月16日に電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申がなされまして、その中身、全体について今ご説明がございまして、そういう全体としての背景があつて、その中の一部としてこれが出されていると、こういうご説明でありました。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、この諮問第3014号につきましては、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等で掲載するなど公告し、広く意見を募集ということにいたします。先ほども事務局のほうからご説明ございましたが、本件改正は、当部会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項と2つから構成されております。また、これは密接不可分であるということから、報道発表及び意見招請につきましては、総務省から今ご提案がございましたけれども、必要的諮問事項の部分を含めて、一体として総務省が実施するということをこの部会で決定したいと思います。

また、本件改正を踏まえまして接続約款が平成22年度当初から適用されるということが、各接続事業者等の利益につながるというふうに考えられますので、意見招請は1回ということで、21年、本年11月26日までの間実施いただければというふうに思います。また、提示されました意見を踏まえまして、またこの接続委員会で、東海主査

でございますけれども、改めて調査検討をいただきまして、最終的に答申をまとめると
いうふうにいたしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは次に、諮問第3015号、電気通信事業法第109条第1項の
規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに110条第2項の規定による負担金の
額及び徴収方法の認可、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づきます交付金の額と
交付方法の認可並びに負担金の額、そして徴収方法、この認可につきまして、総務省の
ほうからご説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料13-2でご説明いたします。クリップ
を外していただきまして、2ページから始まります申請概要と、27ページから始まり
ます参考資料、主にこちらを使いまして、ご説明申し上げます。なお、委員の皆様には、
こちらの資料のほかに認可申請の添付資料を、バルキーファイルで配付しております。

では、2ページをごらんください。申請概要でございます。基礎的電気通信役務支援
機関であります電気通信事業者協会から9月16日に申請があったものでございます。

申請内容は2点ございまして、1点目がNTT東西に対する交付金の額等の認可を受
けようとするもの。もう1点が、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者の負担金の
額等の認可を受けようとするものでございます。平成18年度にユニバーサルサービス
制度が稼働いたしまして、今回が4回目の認可申請になります。

3ページをごらんください。まずユニバーサルサービス制度の概要でございます。ユ
ニバーサルサービスでございますが、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国
における提供が確保されるべきサービスということで、現在、加入電話、第一種公衆電
話、緊急通報が該当しております。

2の申請に関する項目でございますが、まず負担金に関しましては、負担金に関連す
る費用としまして、補てん対象額、支援業務費、それから番号単価、4ページに行きま
して、負担事業者、負担金の額、それから徴収方法がございまして、

続いて交付金に関しましては、交付金の額、交付方法がございまして、これらにつ
きまして、これから具体的にご説明申し上げます。

5ページをごらんください。

まず1点目、負担金の額及び徴収方法でございます。

(1)の補てん対象額でございますが、この後算定方法を含めご紹介申し上げますが、全体としましては、上の表の右下にございますとおり、NTT東西合計で約188億円と算定されております。

(2)の支援業務費でございますが、算定方法としましては、支援機関の運営に必要な人件費、物件費、周知費を合計しました21年度の費用額から20年度の次期繰越収支差額を減算して算出したしております、結果としましては、一番下でございますとおり、6,355万円あまりというふうに算定されております。

支援業務につきましては参考資料の40ページをごらんいただけますでしょうか。こちら、今年度の支援業務費を昨年度の決算額と比較した表でございます。今年度の支援業務費のポイントといたしましては、周知広報の効率化を図っております、昨年度に比べまして、767万円の減額になっております。具体的には、表の区分の周知費用の右側の欄にございますとおり、コールセンターにつきましては、番号単価改定値がほぼ横ばい傾向にあると予測されることから、受付体制を縮小するなどしております。

それでは、概要資料の6ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。具体的な補てん対象額と番号単価についてのご紹介でございますけれども、こちらも参考資料で説明したいと思います。

参考資料の28ページをお開きください。

NTT東西のユニバーサルサービス収支表についてでございます。20年度の収支の状況は、東西合計で1,312億円の赤字ということで、19年度よりも赤字幅が57億円拡大しております。この赤字を前提にしまして、所定の補てんを行うものでございます。

29ページをお開きください。

補てん対象額の算定でございます。まず、①の加入電話の基本料でございますけれども、算定方法としましては、高コスト側上位4.9%に属する回線に係る原価と、全国平均費用プラス標準偏差の2倍を基準とする原価の差額ということで、ベンチマーク方式に拠っております。具体的には、右下のグラフの黄色い部分が補てん対象額になります。今回の算定額は、青い部分にございますとおり、東西合計で約145億円と算定されております。なお、上の枠囲いの括弧書きにございますとおり、今回、算定に当たっては、光IP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものと見

なして計算するという補正を、今回から適用しております。

この点、30ページの右側でご説明したいと思います。IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正ということで、この補正を行うための省令改正につきましては、ことし3月の審議会でご審議、答申いただきまして、算定規則を改正の上、今回から適用するものでございます。この補正の趣旨でございますが、右の下のグラフをごらんください。グラフの左側が低コスト地域であります都市部ですが、こちらを中心に、加入電話から光IP電話への移行が進んでおります。これに伴いまして、低コストの回線が抜けていきますので、全国平均費用が上昇し、全国平均費用プラス2σのベンチマーク水準も上昇しまして、結果としまして、補てん対象額が減少してしまうという現象が生じておりますので、これを避けるために、①にありますように、光IP電話へ抜けた分の回線を加算するという事で、ベンチマーク水準を補正し、補てん額を元へ戻すという補正を行うものでございます。この制度稼働時以降、光IP電話に移行した回線数としましては、上の表の黄色い部分にございますとおり、東西合計で686万回線あまりということで、この補正によりまして、東西合計で5億円あまり補てん額が増加しているところでございます。

続きまして、31ページをごらんください。②の加入電話からの緊急通報でございます。算定方法としましては、高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価ということで、具体的にはNTTの交換機から110番通信司令室のある警察等を結ぶ専用線などの費用でございます。算定結果は、下の青いところでございますとおり、NTT東西合計で6,000万円と算定されております。

続きまして、32ページをごらんください。

③以降が第一種公衆電話でございます。加入電話と異なりまして、公衆電話の場合は、すべての収容局で赤字となっておりますので、エリアの限定は行わず、収入費用方式で、原価マイナス収益という形で補てん対象額を算定いたしております。③の市内通信分につきましては、東西合計で約42億円、④の離島特例通信分としましては、東西合計で1,000万円、33ページに行きまして、⑤の緊急通報分については、東西合計で200万円というふうに、それぞれ補てん対象額が算定されているところでございます。

以上を踏まえました番号単価でございますが、34ページをごらんください。34ページが一番下の表でございますけれども、分子のほうに補てん対象額プラス支援業務費、

それを今年6月末の電話番号利用の総数で割りまして、さらに12カ月で割りまして、今回の番号単価は1番号、一月当たり8円というふうに算定されておりました、20年度認可と同額となっております。うち、NTT東日本分は4.8円あまり、西日本分は3.2円弱というふうに算定されております。

以上が6ページの説明でございまして、続きまして概要資料の7ページをごらんいただけますでしょうか。

(4) 負担事業者でございます。表に掲げます42社が負担事業者でございまして、こちらにつきましては、昨年と同様でございます。

8ページをお開きください。8ページ以降が各事業者の負担金の額でございますが、こちらも参考資料でご説明したいと思います。35ページをごらんください。

負担金の算定額のご紹介の前に、毎月の負担金の納付と交付金の交付の流れをご説明したいと思います。下の表の左側をごらんください。接続電気通信事業者では、毎月末の電話番号の利用数を2カ月後の月末までに総務大臣に報告します。総務省では、その利用数を支援機関に通知いたしまして、支援機関では利用数に基づきまして負担金の額を計算し、3カ月後の初旬までに接続電気通信事業者に通知いたします。接続電気通信事業者は、3カ月後の25日までに支援機関に負担金を納付し、支援機関ではNTT東西に3カ月後の末日までに交付金額を通知し、4カ月後までに交付金を交付するという事で、番号の利用から4カ月後に交付金が交付されるということで、このような作業を毎月行っているところでございます。

36ページをごらんください。

負担金の額でございます。こちらはNTT東日本分でございます。下の図をごらんください。まず、一番上の青い点線に囲まれた部分が前年度の残余の額でございまして、こちらにつきましては、前年度の最終月の各事業者の番号利用数の割合によりまして、負担金を負担いたします。1月から11月につきましては、①にございますとおり、NTT東日本にかかる番号単価であります4.8円あまりに、各月の事業者の電話番号の利用数をかけて負担金を負担いたします。最終月、12月につきましては、11月までに集めた足りない部分につきましては、12月の各事業者の電話番号利用数の割合で負担金を負担するという形でございます。

37ページが西日本分でございまして、先ほどの東と同様でございます。

以上が申請概要の8ページから16ページまでのご説明でございます。

続きまして、17ページをごらんいただけますでしょうか。

負担金の徴収方法でございます。(1)の納付手段としましては、銀行振込により行いまして、手数料は接続電気通信事業者が負うこととしております。

(2)の負担金の額の通知としましては、①から③の事項を通知することとしております。

(3)の負担金の納付期限は、先ほどご説明しましたとおり、負担金の額の通知の日の月の25日までとなっております。

(4)の負担金の納付でございますが、期限を徒過した場合には所定の延滞金を納付することとしております。

(5)が銀行口座のセキュリティ対策で、1から4までの対策を講じることとしております。

18ページをごらんください。

続きまして、もう1つ目の交付金の額及び交付方法でございます。こちらも参考資料でご説明したいと思います。38ページをお開きください。

上の枠囲いにございますとおり、NTT東西へは補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付するということになっておりまして、こちらの図はNTT東日本分でございますが、NTT東日本の補てん対象額であります112億円あまりから、NTT東日本の算定自己負担額を引いたものが交付金になります。算定自己負担額は、下の図の青い部分でございます。

39ページがNTT西日本分でございます。先ほどのNTT東と同様でございます。

以上が概要資料22ページまでのご説明でございます。

続きまして、申請概要の資料の23ページをごらんください。

交付金の交付方法でございます。

まず(1)交付手段でございますが、銀行振込によりまして、手数料は支援機関が負うこととしております。

(2)交付金の額の通知ですが、毎月通知することとしております。(3)が交付の期限でございます。交付金の額を通知する日の属する月の翌月までとなっております。

(4)の交付金の額の計算方法は、先ほどご説明したとおりでございます。24ページに参りまして、(5)でございますけれども、交付金の交付の特例ということで、会社更生法等による更生計画認可の決定等が生じた場合の対処方法を定めております。

(6) が銀行口座のセキュリティ対策で、1から4までの対策を講じることとしております。以上が申請の内容でございます。

続きまして、審査結果でございますけれども、25ページからの資料をごらんください。まず、交付金等の認可に係る審査の審査事項としましては、25ページの1から3、負担金等の認可にかかる審査の審査事項としましては、26ページの1から3と、それぞれ3項目ございますが、それぞれ精査のところ、適というふうに行っているところがございます。以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。今年度のユニバーサルサービスにかかわる最終的な負担ということで、先ほどの参考資料では34ページに番号単価が8円というのが出ておまして、前年度と同じであると、こういうご説明がございました。

どうぞ、何かご質問なりご意見がございましたらお願いいたします。

○酒井部会長代理 よろしいですか。

○根岸部会長 どうぞ、お願いします。

○酒井部会長代理 ユニバーサルサービスのお金の決め方についてじゃないのですけれども、ユニバーサルサービスそのものにつきましては、今後、範囲を加入電話からもっと広げるべきなのかどうかということを検討しなきゃいけないと思いますが、同時に、今のユニバーサルサービスも加入電話がメインになっておりますが、加入電話自体をどうやってどう維持して、どういうふうにはほかのIP電話に変えていくのかというストーリーをちゃんとやっておかないと、私が伺っている範囲ですと、加入電話を中心にした交換機ですが、もう交換機をつくっている会社はないし、部品だっってやっ集めている状態で、その次に、それを修理したり保守する技術者がそろそろ団塊世代の大量退職でいなくなりつつあるということで、NTTの方も筆頭技術者が結構大変だというお話をいろいろ言っておりますので、何かこのあたりについて、今後加入電話を、NTTが考えることかもしれませんが、どういう形でどういうふうに保守して、最後はどうするということを何か考えておかないと、気がついたときに大変な話になっているんじゃないかという気もいたしますので、よろしくお願いいたします。

○根岸部会長 コメントか何かございますか。

○村松料金サービス課企画官 今、酒井委員からいただいた点も含めまして、次期の見直しに向けまして、検討等準備を進めてまいりたいと思います。

○根岸部会長 ほかにございますでしょうか。

これいつも、多分、長田委員がご発言あったと思うのですけれども。よろしいでしょうか。

○長田委員　今日は結構です。

○根岸部会長　そうですか。多分、この8円というのは接続事業者が払うということなのだけど。

○長田委員　いいですか、その話、しても。

○根岸部会長　どうぞ。

○長田委員　毎回同じことを申し上げますけれども、次期の見直しの際には、ぜひ、我々が一人一人番号単価8円を個人的に負担するのではなくて、接続事業者の皆さんもきちんと負担をするような形の仕組みになれるようにしていただきたいなというふうに思っております。

○根岸部会長　どうもすいません。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、この諮問された案を本日の部会長会見で報道発表し、インターネット等で公告し、広く意見募集ということにいたします。この本件の意見招請期間は11月26日までといたします。よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定いたします。

○根岸部会長　それでは、ユニバーサルサービスに関係することではありますが、次の報告事項、2件ございます。まず、NTT東西の平成20年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告ということで、総務省より報告をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料13-3に基づきましてご説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。今回のご報告の趣旨でございます。

平成18年の11月にユニバーサルサービス制度の最初の交付金等の認可の答申をいただいた際に、パブリックコメントにおけます意見を踏まえまして、審議会から要望事項をいただいております。左側の上の箱でございますけれども、NTT東西は交付金の算定の前提としている設備利用部門の費用の経営効率化率7%の達成度合いを総務省に報告すること。NTT東西は、携帯電話やIP電話の普及、NTT東西の加入電話から競争事業者の提供する直収サービスへの移行、その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、総務省に報告すること。総務省は、上記の経営効率化について、十分な検証を

行うことが必要であり、そのための方策を講ずるとともに、当該検証結果については、審議会に対し報告等を行うこと。

これらのご要望を踏まえまして、右にございますとおり、NTT東西に対しまして行政指導を行っております、今年もNTT東西から経営効率化の実績の報告があったことから、その分析も含めまして、今回ご紹介するものでございます。

2ページをごらんください。

まず1点目、設備利用部門の経営効率化の実績でございます。NTT東西ともに、20年度は設備利用部門につきまして、東で12.9%、西で8.2%ということで、それぞれ7%を上回る経営効率化を達成してございます。

具体的な削減でございますけれども、下の表をごらんください。まず、人員数の削減でございますが、東西それぞれ9%、10%の件数を削減。業務の集約・アウトソーシングの効率化につきましては、東西それぞれ17%、9%の作業委託費を削減。資産のスリム化等につきましては、東西それぞれ14%、3%の減価償却費等を削減してきたところでございます。具体的な取組等は右の欄に掲げてありますとおりでございます。

続きまして3ページでございますが、こちらは、営業収益、営業費用等全体につきまして、19年度と比較した表でございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、4ページをお開きください。2点目の市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響についての分析でございます。ユニバーサルサービス収支の太宗を占めます加入電話の基本料につきましては、NTT東西ともに費用減を上回る収入減によりまして営業利益が悪化しております。

左下のNTT東日本のグラフでご紹介したいと思います。まず、営業収益でございますが、ドライカップへの移行によりまして収入減が32億円。携帯電話・光IP電話等への移行によりまして収入減が334億円。一方、営業費用につきましては、加入者回線コストの削減が211億円、設備利用部門コストの削減が233億円。それから、NTSコストの接続料原価からの付け替えによりましてコスト増が82億円ということで、差し引き、19年度に比べまして3億円、営業利益が悪化しているところでございます。西につきましては、右の図にございますとおり、19年度に比べまして54億円、営業利益が悪化しているところでございます。

続きまして5ページをごらんください。3点目としまして、今回は加入者回線コストにつきまして、経営効率化の検証を行ったものでございます。左下のグラフをごらんく

ださい。加入電話の契約数につきましては、平成8年をピークに減少に転じておりまして、近年では年8%を超える減少率で減少が続いております。

一方で、メタルケーブルにつきましては、撤去ができないということと、むしろ、宅地開発などによります新規敷設によりまして、総延長は年々増加しているところでございます。このような状況の中、NTT東西では加入者回線コストの削減の取り組みを行ってきているところですが、その状況が右の表の一番上でございます。平成18年度が対前年5%減、平成19年度が対前年5.7%減ということで、直近の20年度を見ますと、加入電話の契約数の減少率が8.4%であるのに対しまして、加入者回線コストのコスト減は8.5%ということで、需要減を上回るコスト減というふうになっているところですよ。

その要因でございますが、表の中ほどにございますとおり、施設保全費の対前年減少率が9.9%、減価償却費の対前年の減少率が9.2%というところがその要因でございます。

それぞれの取組ですが、6ページでご説明したいと思います。

まず、左側のグラフが減価償却費の削減についてでございます。上のグラフにございますとおり、新規投資を抑制しまして、最低限の投資水準の継続によりまして、年々、減価償却費が減少しているところでございます。右側が施設保全費の効率化でございます。吹き出しのところでございますとおり、設備点検業務ですとかデータベース整備業務におきまして内製化を進めまして、作業委託費を削減したり、113番、故障受付センターの集約による効率化を図っているところでございます。

NTT東西におきましては、加入者回線コストにつきましては、今後とも経営効率化の継続の取り組みが期待されるというところでございます。以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのNTT東西の平成20年度のユニバーサルサービス提供に係る経営効率化の報告をしていただきましたけれども、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

○宮本委員　　資料13-3の2ページで……

○根岸部会長　　資料13-3ですね。

○宮本委員　　13-3でございます。

○根岸部会長　　はい、2ページ。

○宮本委員　その7%を上回る経営効率化を達成したということで、非常に結構なことですが、NTT東日本は、業務の集約、アウトソーシングの効率化についてはかなりはっきりと書いていらっしゃるのですが、NTT西日本については、業務の集約、特にアウトソーシングの効率化、いわゆるアウトソーシングですね、それについては書いておられないというのは、やっておられないのか、それとも、もうほとんど終わっているということなのか、その辺のところ、東日本は努力されているなどというのがわかるのですが、金額的にもかなり違っていますので、その辺のところ、ちょっとお伺いしたいのですが。

○根岸部会長　よろしく申し上げます。

○村松料金サービス課企画官　まず、アウトソーシングにつきましては、当然、東西両社とも行っているところでございます。今回、委員ご指摘のとおり、東のほうが、特に、業務の集約・アウトソーシングの効率化のところにつきまして、削減額が大きかった理由でございますけれども、料金業務の拠点ですとか、加入権取り扱い業務の拠点、それから116の拠点というところの集約化が、西よりも東のほうが大きかったというところが大きな要因でございます。

○宮本委員　そうですか。ということは、西日本さんのほうもやっておられるけれども、東日本さんのほうが大きかったということでよろしゅうございますか。

○村松料金サービス課企画官　はい。

○宮本委員　はい、わかりました。ありがとうございました。

○根岸部会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○根岸部会長　それでは、次の報告に移りたいと思います。

NTT東西が実施する債権保全措置の検証結果について、総務省よりご報告をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料13-4に基づきましてご報告をさせていただきます。

表紙の次におつけをいたしております横長の資料ごらんいただけますでしょうか。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目、まず、NTT東西が実施する債権保全措置の実施に至る経緯についてでございます。近年、経営破綻した事業者と接続していた事業者が、接続料等の債権を回収できなくなる事案が発生をしてきているところでございます。このような事案については、債権保全措置を講じることにより、損失の回避

が可能なわけですが、しかしながら、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や競争阻害の要因となることが懸念されたところでございます。

こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保及び電気通信事業者間の公正な競争の確保の観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、債権保全ガイドラインを2006年12月に策定したところでございます。その後、この債権保全ガイドラインを踏まえ、申請のあったNTT東西の接続約款の変更案につきまして、情報通信審議会において2007年5月に答申をいただいたところでございます。この審議会答申に基づきまして、約款変更の認可を行ったところでございます。

債権保全ガイドラインの具体的な内容でございますが、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項として、過去の支払実績、信用評価機関による評価、財務状況などの客観的指標を例示し、また、預託金等の水準については、債権の保全に必要なかつ最小限のものとすべきと規定をしているところでございます。このガイドラインの内容を踏まえまして、NTT東西の接続約款の変更内容でございますが、債権保全措置を要する場合として、具体的には過去1年以内に支払遅延があるとき、直近の決算において債務超過であるとき、信用評価機関の評価が、NTT東西が定める基準以下であるとき等を規定するとともに、債権保全措置の水準については、未払いから協定解除までに発生し得る損失額が規定されているところでございます。

このNTT東西の接続約款の変更認可の際の情報通信審議会答申におきまして、一番下でございますとおり、要望事項をいただいたところでございます。具体的には、総務省においては、NTT東西による債権保全措置の運用が適正に行われるよう、当該措置の運用状況について、運用開始後2年間、定期的にNTT東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じること。また、当該期間が経過した時点において、引き続き検証を行うことの必要性の有無について改めて検討を行うこと。このような要望事項をいただいているところでございます。

2ページ、ごらんいただけますでしょうか。今申し上げましたとおり、接続約款変更認可時の情報通信審議会答申、要望事項を受けまして、NTT東西の債権保全措置の実施状況について、運用開始後2年間、NTT東西より報告を受け、検証を実施してきたところでございます。この検証を踏まえまして、今年9日、10月9日に検証結果を公表するとともに、この検証結果の内容を踏まえた債権保全ガイドラインの改正を行った

ところでございます。

まず、NTT東西が実施する債権保全措置の検証結果でございます。具体的には、実施状況を見ますと、信用評価機関の評点、債務超過を理由とするものが大半でございました。また、未払いから協定解除までの期間を短縮することにより、現在、4カ月分の網使用料の預託金等の減額が可能であること。ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金が接続事業者にとって特に大きな負担になっていること。また、NTT東西による説明が不十分とする接続事業者の意見も寄せられていること。これら、検証結果として整理をしたところでございます。

この検証結果を踏まえまして、NTT東西において改善を検討すべき事項として、以下の5点を整理したところでございます。

第1に、信用評価機関の評点が基準以下であっても、個別事情を勘案する余地を認めること。

第2に、債務超過か否かの判断において、四半期決算等についても判断材料として扱うこと。

第3に、現在4カ月分とされている網使用料の預託金について、事務処理期間を短縮することにより、3カ月分に引き下げる選択肢を提供すること。

第4に、ダークファイバ最低利用期間違約金相当額の預託金について、分割での預入れが認められる可能性を十分に説明すること。

第5に、預託金の根拠や内訳等について、現行以上に説明を行うこと。

以上、5点について改善を検討すべき事項としたところでございます。

この検証結果を踏まえまして、債権保全ガイドラインを改正し、以下の4点、内容を追加したところでございます。

第1に、預託金の預入れ等の要否は、客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではないこと。

第2に、財務状況については、可能な限り最新の状況が反映されるように配慮することが望ましいこと。

第3に、債権保全の目的が達成される限りにおいて、分割による預入れを認めるなど、柔軟に対応することが望ましいこと。

第4に、預託金の預入れ等を求めるに当たっては、金額の根拠や内訳といった基本的事項について、相手先事業者に対し十分な説明を行うべきこと。

以上、4点についてガイドラインの改正を行ったところでございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問なり、ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。

○根岸部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、また別途事務局より連絡があるということでございます。

それでは、これで終了いたします。ありがとうございました。

閉　　会